

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人祥雲

1 事業実施の方針

前期までの活動を生かして、要支援者の意思決定を尊重し、選択肢を提示しながら伴走支援を行う用心がける。また、地域の住宅課題に即した支援として、空き家・空き室の活用、民間賃貸住宅とのマッチング、地域特性に応じた支援を行います。行政などの関係機関との連携も注力注いでいきます。ついでには、地域包括支援センター・障害福祉サービス・生活困窮者自立支援機関との情報共有を行います。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	実施予定無し				
法第62条第二号に掲げる業務	① 相談及び斡旋業務 ② 物件案内及び不動産屋同行	本部・荒戸事務所	3名	住宅確保要配慮者全般 ① 100人 ② 50人	1000
法第62条第三号に掲げる業務	① 定期的見守り ② 日常生活支援全般	本部・荒戸事務所	3名	住宅確保要配慮者全般 ① 50人 ② 30人	500
法第62条第四号に掲げる業務					
法第62条第五号に掲げる業務					

法第62条第6号に掲げる業務	① 生活困窮者等に向けたシェルター事業の無料相談会 ② 残置物の処理等に関する契約に関する無料説明会	① ② 福岡市及びその近郊	2名	① ② 一般市民 多数	① 500 ② 200
----------------	-------------------------------------------------------	------------------	----	-------------------	----------------

<p>連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者支援に関する情報共有体制を構築します。具体的には、治体と居住支援法人が定期的に情報交換会を開催し、相談内容の傾向、地域の空き家・空き室状況、支援ニーズを共有し、支援の抜け漏れを防ぐ。</p> <p>住宅確保要配慮者への入居支援の協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が把握する住宅情報（公営住宅、民間賃貸住宅の協力事業者など）を居住支援法人と共有。</li> <li>居住支援法人は、入居希望者の相談対応、物件探し、家主との調整、見守り体制の説明などを担当。</li> </ul> <p>入居後の生活支援・見守り体制の構築</p> <p>居住支援法人が中心となり、定期訪問や生活相談などの見守りを実施。自治体は、地域包括支援センター、民生委員、福祉サービスなどと連携し、生活困窮者の孤立防止や早期支援につなげる仕組みを整えてもらいます。</p> <p>地域の住宅セーフティネット制度の普及・啓発</p> <p>自治体と居住支援法人が協力して、当該制度の周知パンフレットやウェブ情報を整備します。可能ならば地域住民、家主、福祉関係者などに向けた説明会を共同開催します。</p> <p>相談支援体制の強化</p> <p>自治体の相談窓口と居住支援法人の相談窓口を連携し、相談者が迷わない導線（窓口間のスムーズな引き継ぎ）を整備。</p>
<p>連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>行政、居住支援法人、社会福祉法人、NPO、地域包括支援センター、不動産関係団体などが、役割分担と情報共有を行いながら継続的に協働する体制を構築する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居拒否の解消に向けた理解促進セミナーや研修会の共同開催</li> <li>空き家・空き室情報の提供やマッチングの強化</li> <li>居住支援法人主体の入居後見守り体制を前提とした安心入居モデルの構築</li> </ul> <p>地域包括支援センター・障害福祉サービス事業所等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居希望者の生活状況・支援ニーズを共有し、適切な住宅選択を支援。</li> <li>退去リスクの高いケースに対し、早期対応のための連絡体制を構築。</li> </ul> <p>生活困窮者自立支援機関との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住居確保給付金等の制度活用を含む包括的な自立支援を実施。</li> <li>就労支援・家計相談支援と住宅支援を組み合わせ、安定した居住継続を支援。</li> </ul>

<p>人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<p>当法人には、人材募集に関しては財政的な問題で難しいですが、ボランティアや非常勤スタッフなど、多様な働き方を可能とする柔軟な人材受け入れ体制を整備したいと考えております。また、福祉関係団体や不動産関係団体とのネットワークを活用し、支援業務に関心を持つ人材の発掘を行う。</p>
--------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。